

大学コンソーシアム岡山 事業部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大学コンソーシアム岡山規約第13条第2項の規定に基づき、大学コンソーシアム岡山大学教育事業部、社会人教育事業部及び産学官連携事業部（以下「各事業部」という。）の組織、運営等について定める。

(業 務)

第2条 各事業部は、コンソーシアムの円滑な事業運営を行うため、各担当の事業について、企画・立案及び実行業務を行う。

(組 織)

第3条 各事業部は、委員会を設置し、各委員会の委員は正会員大学から推薦された者により組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 各事業部の各委員会に委員長及び副委員長を置き、各委員会において互選により選任する。

2 委員長及び副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(企画会議)

第5条 各担当事業の企画・立案及び事業遂行等を円滑に行うため、次の各号に定める者による企画会議を設置する。

- 一 運営委員会委員長
- 二 各事業部の各委員会委員長及び副委員長
- 三 事務局スタッフ
- 四 委員長が必要と認めた者

(アドバイザー)

第6条 各事業部は、各担当事業の企画・立案及び事業遂行等に係る指導・助言を行うアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、企画会議に出席し、意見を述べることができる。

(事 務)

第7条 企画会議の事務は、コンソーシアムの事務局において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、各事業部の運営に関し必要な事項は、各事業部において定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。